坂井市部活動地域展開推進計画

令和８年３月

坂井市教育委員会事務局
生涯学習スポーツ課

目次

はじめに ・・・ 3

１「坂井市部活動地域展開推進計画」策定に当たって
（１）背景 ・・・ 4
（２）趣旨 ・・・ 4

２ 坂井市の中学校部活動の現状
（１）中学校の生徒数 ・・ 5
（２）部員数及び設置部数 ・・・ 5
（３）アンケート結果より ・・・ 6
（４）推進計画策定に当って考慮すべき視点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
（５）中学生休日部活動の地域移行進捗状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

３ 目的と基本方針
（１）目的 ・・・ 9
（２）基本方針 ・・・ 9

４ 坂井市における部活動地域展開の方向性
（１）休日の部活動の地域展開 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
（２）平日の部活動の地域展開 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
（３）地域展開のスケジュール ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

５ 地域クラブ活動
（１）坂井市が認定する地域クラブの要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
（２）参加者 ・・・ 11
（３）指導者 ・・・ 11
（４）坂井市認定地域クラブの設置及び指導者位置の基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

６ 地域クラブ活動の運営
（１）クラブ規約等の策定 ・・ 13
（２）クラブ運営方針の策定 ・・ 14
（３）競技団体や大会等への参加登録 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
（４）適切な休養日等の設定 ・・ 14
（５）活動場所 ・・・ 15
（６）会費の適切な設定と保護者の負担軽減 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
（７）対外試合等の実施 ・・ 15
（８）保険への加入 ・・・ 15
（９）地域クラブと学校等の連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
（10）教員等が兼職兼業を行う場合の条件等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

７ 坂井市地域クラブ認定について
（１）坂井市からの支援 …… 19
（２）坂井市地域クラブ認定申請 …… 19
（３）坂井市地域クラブ認定の決定及び通知 …… 19
（４）活動計画の変更等 …… 19
（５）活動報告書の提出 …… 19
（６）坂井市地域クラブ認定取り消し …… 19

８ 個人情報の取り扱いについて

９ 多様な活動機会を提供する「中学生のひろば」について
（１）趣旨 …… 20
（２）実施内容 …… 20
（３）実施期間 …… 20
（４）対象者 …… 20
（５）参加費用 …… 20
（６）申し込み方法 …… 20
（７）その他 …… 21

１０ 関係法令 …… 22
【資料１】坂井市地域クラブ認定手続きのフロー …… 23
【資料２】地域クラブ移行時における実施内容 …… 24
【資料３】坂井市地域クラブの事務運営内容 …… 25
【資料４】坂井市地域クラブの学校施設利用に関する規定 …… 26～27
【資料５】緊急時対応マニュアル …… 28～29
【資料６】認定地域クラブ休日の中学校施設利用調整の流れ …… 30
１１　申請様式等 …… 31～39

はじめに

学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者の指導の下、学校教育の一環として行われ、教員の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で社会性を育むなど、心身の健全育成に大きな役割を果たしてきた。

そのような意義を踏まえ、戦後８０年近く続いてきた我が国独自の部活動を学校から段階的に地域に移行していく「部活動の地域移行」の方針が令和２年度に国から示された。

その背景には、急速な少子化により学校単位で部活動を維持できないことや、教員の働き方改革の推進がある。

これまで全国画一的に実施されてきた学校教育としての部活動は、かつてない大きな転換期を迎え、全国の自治体が各地域の実情に応じて従来の部活動に代わる活動を模索することになった。

坂井市においても、少子化への対応や教員の多忙化解消は重大な課題であるため、令和５年度に有識者による検討会議である「部活動地域移行に関わる未来の地域クラブ推進委員会」を設置して検討を重ねるとともに、国・県の補助を活用した実証事業により地域クラブの設立を進めてきた。

本計画は、坂井市における部活動地域展開について、目的と方針、今後の具体的な推進方法をまとめたものである。また、具体的な内容については、国・県の動向や坂井市の現状を確認し、適宜、修正を加えながらより良い運用を目指す。

なお、令和６年１２月に示された、国の検討会議「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の「中間とりまとめ」にある『「地域移行」から「地域展開」という名称に変更』の趣旨を受け、本計画においてもこれまでの会議等では「地域移行」と表記してきたものを「地域展開」と記載する。

令和８年（２０２６年）３月

坂井市教育委員会

１「坂井市部活動地域展開推進計画」策定にあたって

（１）背景

学校部活動は、スポーツや文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が、自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者の指導の下、学校教育の一環として行われ、教員等の献身的な支えにより、本市のスポーツ・文化芸術振興の一翼を担ってきた。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。

しかし、少子化が進む中、学校部活動をこれまでと同様の体制で運営することは難しくなってきており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。

こうした状況の中、スポーツ庁及び文化庁においては、学校部活動の段階的な地域移行に関する検討を進め、令和４年１２月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、令和５年度から令和７年度までを部活動改革に関する「改革推進期間」と位置づけ、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応等を示してきた。

また、推進期間中に全国各地で取り組んできた多様な部活動地域移行の内容を踏まえて、令和７年１２月に「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（以下、「新たなガイドライン」という）を新たに策定した。

なお、新たなガイドラインでは、令和８年度から令和１３年度までの６年間を「改革実行期間」と位置づけ、改革の責任主体である市区町村において「推進計画」を策定し、円滑な実施に向けて包括的な企画・調整を行うこととしている。

また、地域全体で連携して子どもたちを支え、豊かで幅広い活動機会を保障するという理念を的確に表すため、これまで部活動の「地域移行」としていた名称を「地域展開」と表現することとした。

（２）趣旨

新たなガイドラインでは、これまでの学校部活動地域展開の取り組み内容を踏まえ、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかな改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備することが求められている。

そこで、これまで本市において地域クラブ設立の指針としてきた「坂井市地域クラブ設立の手引き」を新たなガイドライン等に基づき内容を改訂し、新たに「坂井市部活動地域展開推進計画」（以下、「推進計画」という。）として策定する。

今後は、学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が、本推進計画を踏まえた共通理解の下、地域の実情に合わせて段階的な取組を進めていく。

2 坂井市の中学校部活動の現状

（1）中学校の生徒数

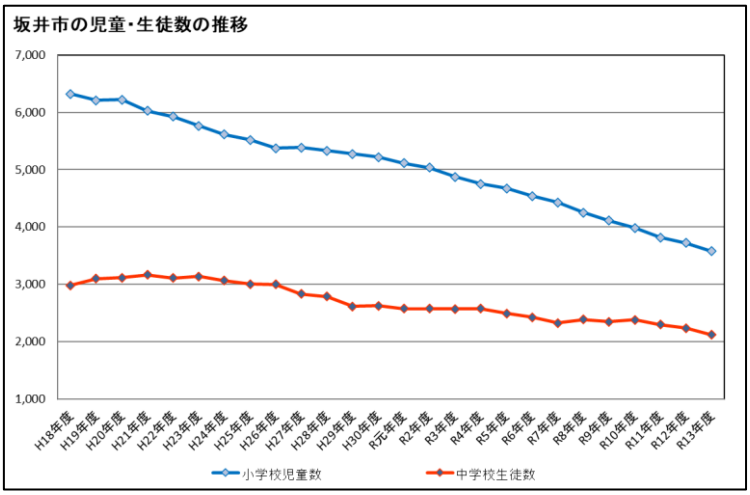

(1) 中学校の生徒数は緩やかな減少傾向を示しており、令和 13 年度には 2,120 人程度と推測される。令和 7 年度の 2,384 人と比較して 11%の減少となる。小学生の減少状況から予想すると、令和 13 年度以降の減少率は増加する見込みである。

（2）部員数及び設置部数

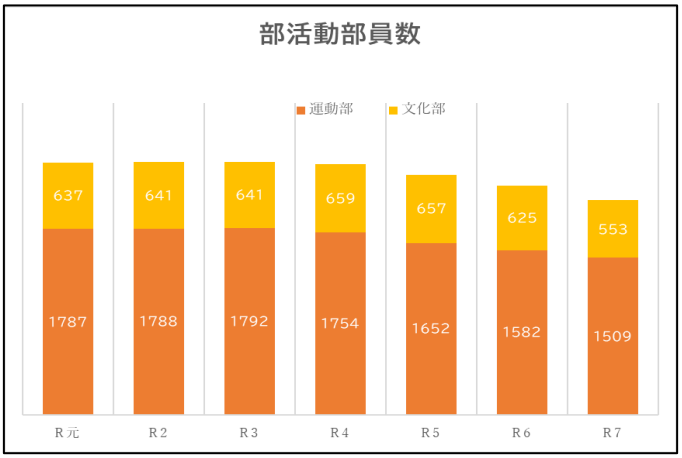

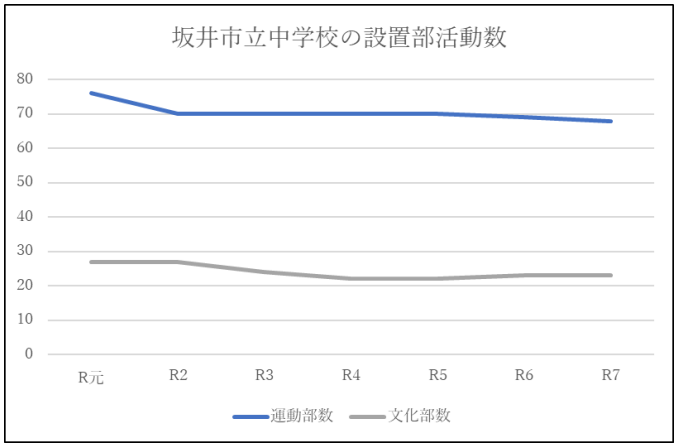

(2) 部活動の部員数は、令和元年には坂井市全体で 2,424 人あり、全生徒数に対して 94%の加入率であった。令和令和 7 年度では 2,062 人で、加入率は 86%と部員数・加入率とも減少している。は 362 人減少している。したがって令和元年と比較すると約 15%の減少がみられた。部活動数は令和元年度には 103 部活動が令和 7 年度では 91 部活動の約 12%減少となっている。

（３）アンケート結果より

坂井市立中学校１・２年生を対象に実施（令和７年９月２５日）

①休日の活動に対する活動意欲

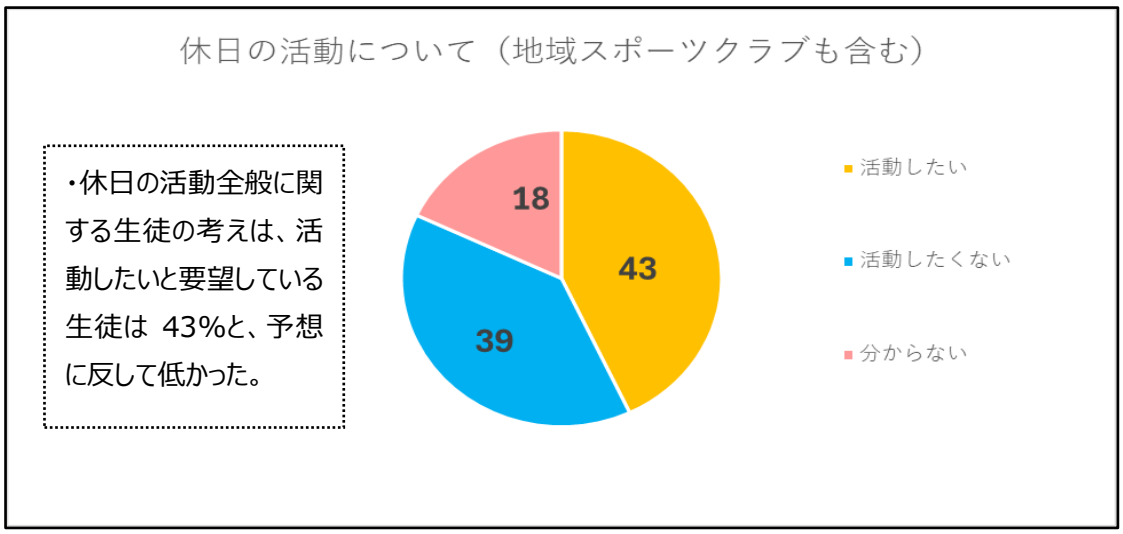

②休日の活動についての満足度（現在、休日の活動に参加している生徒）

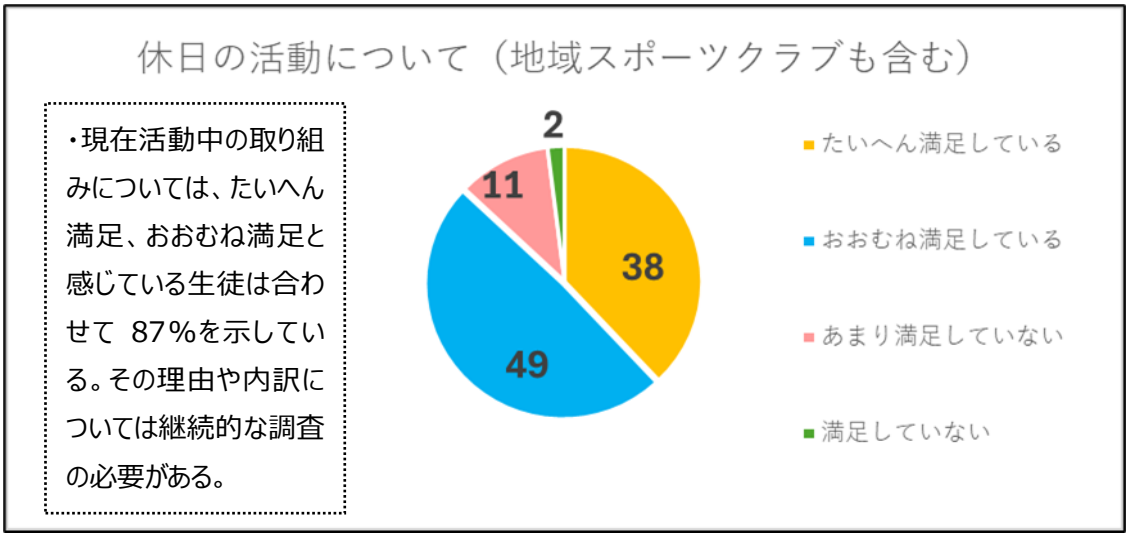

坂井市立中学校１・２年生保護者を対象に実施（令和７年９月２５日）

③地域スポーツクラブなど休日の活動に期待すること

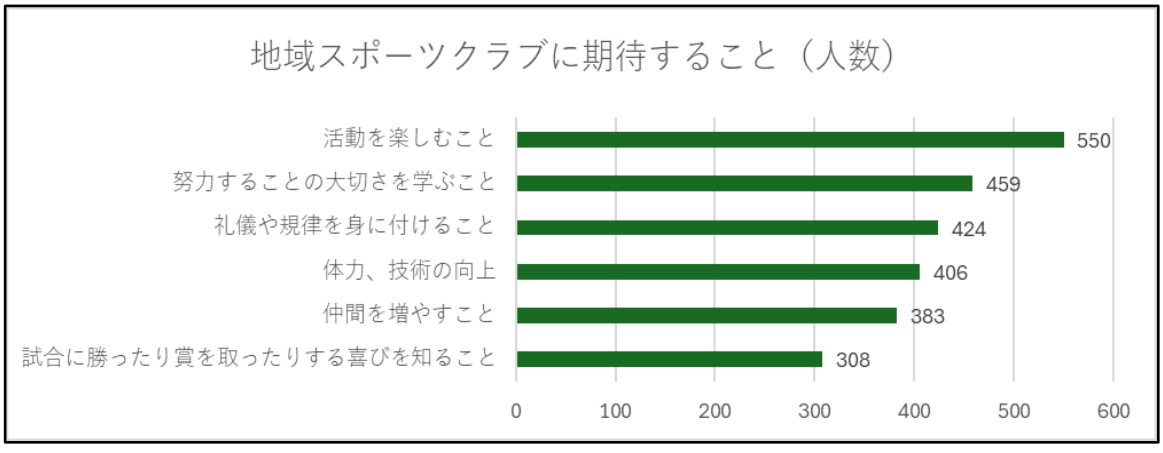

④休日の活動を地域スポーツクラブなどが担うことで心配に感じること

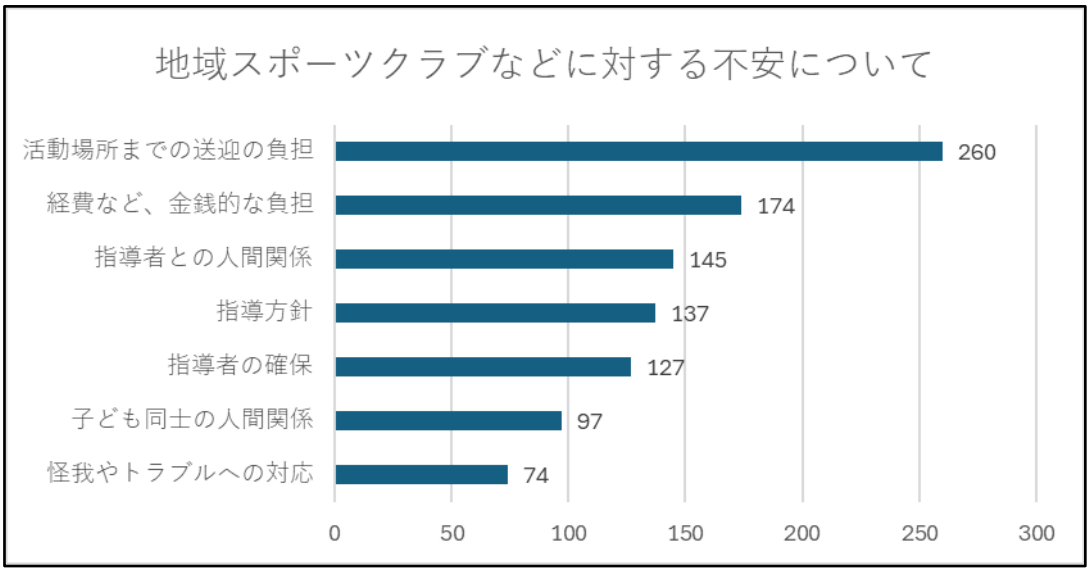

保護者の意識を見ると

① 地域クラブに期待することは、生徒の主体性や人間形成に根差した、学校部活動の伝統を重んじる傾向がみられる。

② 不安感としては、送迎や金銭の負担、指導者との人間関係が上位を占めている。

（４）推進計画策定に当って考慮すべき視点

①生徒のニーズに応じた多様な活動の機会を確保する

中学校の生徒数は令和１３年までに約１１％減少すると推計され、坂井市においても全国平均を越えて少子化は進むことが予測される。また、令和７年度の部活動参加率は約８６％と高く、坂井市の中学生の多くは部活動に熱心な取り組みを見せている。他方、休日の活動については希望しないと答える生徒は４０％近く存在する。実施主体が学校から地域に展開した場合、生徒の参加率は低下することが予想される。参加率を維持するためには、生徒が希望する活動を主体的に選択できること。技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、生徒の多様なニーズに応じた活動環境を整備する必要がある。

②学校の垣根を越えた様々な人との豊かな交流の促進

保護者が地域クラブに期待する事項では、「活動を楽しむこと」を第１にあげている。以下は、学校部活動が教育意義として掲げてきた事項が上位を占めている。部活動の伝統を引き継ぎつつも、まずは楽しい活動を求めている。地域クラブに限らず、様々な活動に生徒自らが参加したいと感じる活動機会の提供と生徒の多様なニーズに対応した仕組みづくりが求められている。

（５）中学生休日部活動の地域移行進捗状況（令和５年度～令和７年度）

学校名	令和５年４月１日現在部活動数		地域移行進捗状況		
			令和５年度	令和６年度	令和７年度
三国中学校 運動部 15 文化部 2	1	柔道部（男女）	10 月 3 日認定		
	2	剣道部（男女）		8 月 23 日認定	
	3	陸上部（男女）	11 月 20 日認定		9 月 1 日名称変更
	4	軟式野球部（男子）		10 月 1 日認定	
	5	サッカー部（男子）			11 月 11 日認定
	6	ソフトボール部（女子）		8 月 1 日認定	
	7	ソフトテニス部（男子）			移行しない
	8	ソフトテニス部（女子）			移行しない
	9	バレーボール部（男子）			移行しない
	10	バレーボール部（女子）			12 月 1 日認定
	11	バスケットボール部（男子）			
	12	バスケットボール部（女子）			移行しない
	13	バドミントン部（男子）			4 月 1 日認定
	14	バドミントン部（女子）			4 月 1 日認定
	15	卓球部（男女）			R8 移行予定
	16	吹奏楽部（男女）			5 月 19 日認定
	17	郷土芸能部（男女）			10 月 2 日認定
丸岡中学校 運動部 16 文化部 2	1	柔道部（男女）	10 月 3 日認定	4 月 1 日廃部	
	2	剣道部（男女）		9 月 24 日認定	
	3	陸上部（男女）			9 月 1 日認定
	4	軟式野球部（男子）			R8 移行予定
	5	サッカー部（男子）		10 月 7 日認定	
	6	ソフトボール部（女子）			
	7	ソフトテニス部（男子）			10 月 20 日認定
	8	ソフトテニス部（女子）		9 月 9 日認定	
	9	バレーボール部（男子）			12 月 3 日認定
	10	バレーボール部（女子）			12 月 3 日認定
	11	バスケットボール部（男子）			移行しない
	12	バスケットボール部（女子）		11 月 25 日認定	
	13	バドミントン部（男子）			10 月 17 日認定
	14	バドミントン部（女子）			10 月 17 日認定
	15	卓球部（男子）			8 月 26 日認定
	16	卓球部（女子）			8 月 26 日認定
	17	吹奏楽部（男女）			12 月 5 日認定
	18	合唱部（男女）			4 月 18 日認定
丸岡南中学校 運動部 11 文化部 1	1	柔道部（男女）	10 月 3 日認定		4 月 1 日廃部
	2	剣道部（男女）		9 月 24 日認定	
	3	陸上部（男女）			9 月 1 日認定
	4	軟式野球部（男子）			11 月 21 日認定
	5	サッカー部（男子）		10 月 7 日認定	
	6	ソフトテニス部（男女）		9 月 6 日認定	
	7	バレーボール部（女子）			
	8	バスケットボール部（男子）		3 月 11 日認定	
	9	バスケットボール部（女子）		11 月 25 日認定	
	10	バドミントン部（男女）		11 月 11 日認定	
	11	卓球部（男女）		3 月 11 日認定	
	12	吹奏楽部（男女）			R8 移行予定
春江中学校 運動部 15 文化部 2	1	柔道部（相撲部）（男女）	10 月 3 日認定		7 月 1 日廃部
	2	剣道部（男女）			
	3	陸上部（男女）			9 月 1 日認定
	4	軟式野球部（男子）			
	5	サッカー部（男子）			R8 移行予定
	6	ソフトボール部（女子）			移行しない(廃部)
	7	ソフトテニス部（男子）			10 月 29 日認定
	8	ソフトテニス部（女子）			
	9	バレーボール部（男子）			10 月 30 日認定
	10	バレーボール部（女子）			
	11	バスケットボール部（男子）			
	12	バスケットボール部（女子）		8 月 8 日認定	
	13	バドミントン部（男子）		8 月 8 日認定	
	14	バドミントン部（女子）		8 月 8 日認定	
	15	卓球部（男子）		12 月 23 日認定	
	16	卓球部（女子）		12 月 23 日認定	
	17	吹奏楽部（男女）			1 月 7 日認定
	18	合唱部（男女）			4 月 18 日認定
坂井中学校 運動部 12 文化部 1	1	柔道部（男女）	10 月 3 日認定	4 月 1 日廃部	
	2	剣道部（男女）		5 月 30 日認定	
	3	陸上部（男女）			9 月 1 日認定
	4	軟式野球部（男子）			R8 移行予定
	5	サッカー部（男子）			12 月 24 日認定
	6	ソフトボール部（女子）			移行しない
	7	ソフトテニス部（女子）			12 月 25 日認定
	8	バレーボール部（女子）		12 月 16 日認定	
	9	バスケットボール部（男子）			移行しない
	10	バスケットボール部（女子）			移行しない
	11	バドミントン部（男子）			R8 移行予定
	12	バドミントン部（女子）			R8 移行予定
	13	吹奏楽部（男女）			R8 移行予定
運動部（移行済数）	**70 (49)**		**6**	**21**	**22**
文化部（移行済数）	**8 (6)**		**0**	**0**	**6**
合計（移行済数）	**78 (55)**		**6**	**21**	**28**
認定クラブ数	**34**		**2**	**16**	**16**

３ 目的と基本方針

（１）目的

令和８年３月に策定の「第二次坂井市教育振興基本計画（後期)」では、基本構想の「目指すべき人間像」の中で、「教育は、学校、家庭及び地域社会がそれぞれの役割の中で責任を果たし、連携して行うものであるとの認識に立って、すべての市民が教育活動に参加することを目指す。」と掲げている。

これまで、中学校単位で学校部活動として行われてきた生徒の自主的・自発的な参加によるスポーツ・文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支え、豊かで幅広い活動機会を保障することが必要である。

また、急激な少子化の進展の中にあっても、学校部活動を取り巻く環境の変化に対応し、子供たちが将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会と環境を確保することを推進の目的とする。

（２）基本方針

前述の目的を実現するため、以下の方針により生徒のスポーツ・文化芸術活動の場を「学校部活動」から「地域クラブ活動」へ、実施主体を「学校」から「地域」へ展開していく。

① 生徒が望む活動を柔軟に選択できる機会と環境の確保
- 「初めてでも気軽に参加できる」「専門の指導者に習いたい」などのニーズに対応できる多様な活動機会の確保
- 地域の実情に応じ、生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図るとともに、生徒が主体的に活動を選択できる環境を整備

② 様々な運営主体による多様な地域クラブ活動の展開
- 既存の地域クラブだけでなく、民間事業者、企業、大学等の参入を即し、多様な活動を展開
- 地域クラブでの指導を望む教員等の兼職兼業等による指導体制を整備・支援

③ 適正な活動内容と持続可能な運営体制の構築
- 国等のガイドラインに則した安全で適正な活動を確保
- 受益者負担等による自立的で持続可能な仕組みの構築

４ 坂井市における部活動地域展開の方向性

（１）休日の部活動の地域展開

令和５年度から令和７年度までを中学校休日部活動の「改革推進期間」と位置づけ、学校と教育委員会及び各種競技団体等が連携して様々な取り組みを行い、中学校における休日部活動を地域に移行する予定であるが、指導者の確保や地域クラブ設立等の諸条件が整わず、令和７年度末（令和８年３月３１日）までに地域移行ができない休日部活動については、令和８年度以降の活動を行わない。

ただし、中体連主催の大会や文化（地域）活動、コンクール等において学校部活動として参加する必要のある場合は、校長の判断において参加することができる。

（２）平日の部活動の地域展開

平日の部活動については、今後、部員数の状況や生徒の意向、教職員の負担など各校の実情を十分に考慮したうえで、できるところから地域展開を進めていく。

ただし、中学校の学校生活における部活動は、将来における生涯スポーツ・文化活動の基本であり、各活動への大切な導入時期であることを考慮し、「地域に移行することを前提」として取り組みを進めるのではなく、活動日数や時間を各校で十分に協議のうえ、生徒と教職員にとって最も望ましい形であれば、平日部活動を学校に残すことも可能とする。

（３）地域展開のスケジュール

令和１０年度までに休日の部活動を例外なく地域に展開することを目指す。

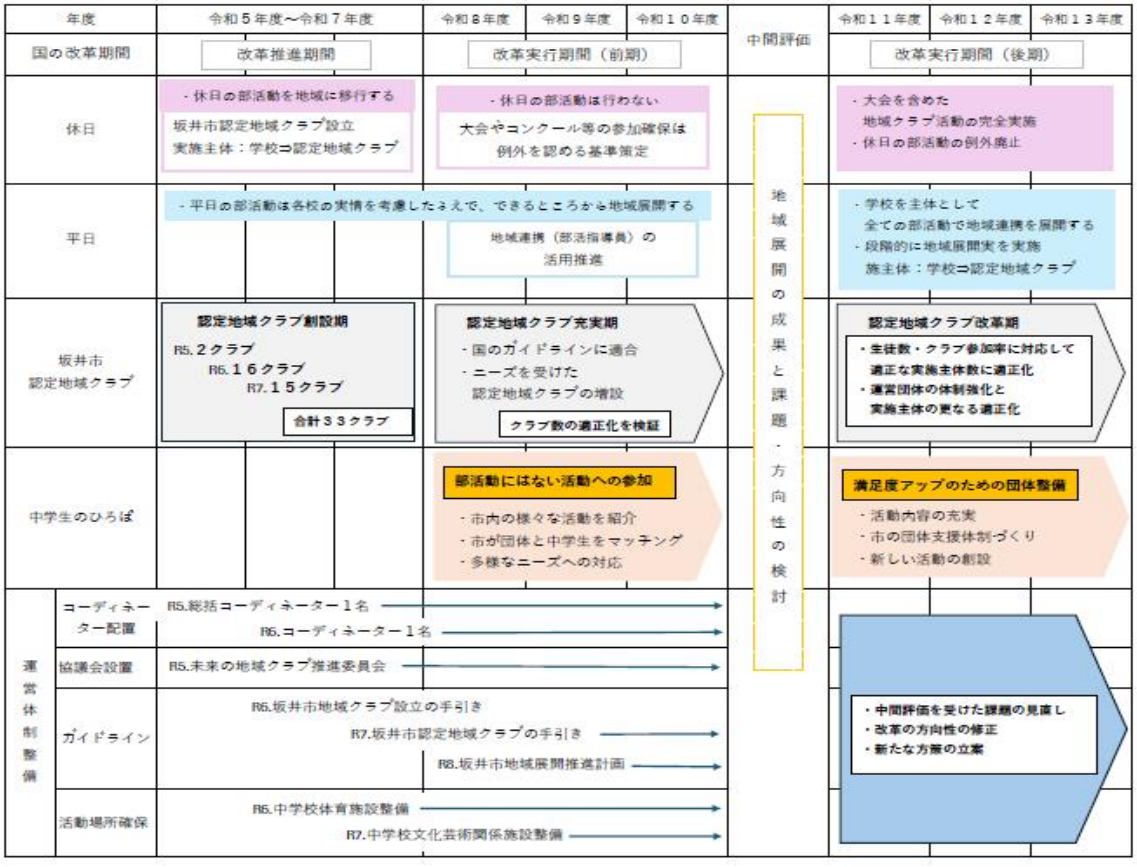

５ 地域クラブ活動

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動、体育及びレクリエーションの活動を含む。）の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。

したがって、地域クラブ活動は、学校と連携・協働し、学校部活動の教育的意義を継承、発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。

（１）坂井市が認定する地域クラブの要件

地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義や役割を継承する活動であることを踏まえ、単に中学生が加入するスポーツ・文化芸術クラブ等とは区別する必要がある。

坂井市が認定する地域クラブは、以下の①～⑧の要件を全て満たすこととし、満たさない場合は原則として坂井市地域クラブの対象としない。

① 国が通知した、「新たなガイドライン」及び福井県の「部活動改革および地域クラブ活動の推進等に関する方針」（以下「県の方針」という）に準じた活動を行っていること
② 学校部活動を引き受ける団体であること
③ 適切な活動時間や休養日等を設定していること
④ 活動の運営・維持に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定していること
⑤ 公認スポーツ・文化芸術指導者資格を有している、または坂井市が基準として示す指導者資格を有していること
⑥ 活動中の事故やトラブル等の管理責任が明らかであり、その解決に向け、必要に応じて学校と連携する体制が整っていること
⑦ 規約等に基づいて団体の運営を行い、会計について公の場（団体の総会等）で承認を受け、適切に処理されていること
⑧ 活動状況について、定期的に生徒の在籍校と情報共有等が行われていること

（２）参加者

従来の学校部活動に所属している生徒だけでなく、今まで学校部活動に所属していない生徒、各種スポーツ・文化芸術活動を苦手としている生徒、障害のある生徒等を含めて、参加を希望する全ての生徒を対象とする。

（３）指導者

生徒にとってふさわしい地域クラブ環境を整備するため、専門性や資質・能力を有する指導者であること。また、生徒の多様なニーズに応えられるよう、資質向上に取り組み、以下の①～⑤の全てを満たす者とする。

① 成人（満１８歳）に達していること（学生を含む）
② 本市の推進計画、「県の指針」、「新たなガイドライン」に基づいた指導ができ、

日頃から必要な知識や技術の習得に努めていること（技術、責任感や連帯感、公正さや規律を尊ぶ態度、社会性、思考力や判断力等、心身を育てる総合的な指導力など）

③ 地方公務員法第１６条１及び学校教育法第９条２各号に該当しないこと

④ 過去の指導において、体罰、ハラスメント等、指導者として不適格と認められる事項のないこと

⑤ 以下の（ア）～（カ）のいずれかに該当する者

（ア）教員免許を取得しており、当該運動競技や文化芸術活動の部活動指導実績がある者

（イ）公益財団法人日本スポーツ協会等の中央競技団体が認定する指導者資格を有する者（スポーツ指導者資格等）

（ウ）学校教育法第１条３に規定する学校において、当該運動競技や文化芸術活動の部活動で指導実績のある者

（エ）市内各運動競技団体・各文化芸術団体、市教育委員会、市内中学校長のいずれかの推薦がある者

（オ）高等学校卒業程度の資格を有し、専門学校、大学もしくは大学院に在籍かつ当該運動競技や文化芸術活動の経験があり、出身学校、専門学校、大学の関係者から指導者として適格であると推薦された者

（カ）その他、本市または福井県が定める研修会を修了した者

（４）坂井市認定地域クラブ設置数及び指導者配置の基準

（ア）坂井市の認定地域クラブの設置数は、実施主体（最小活動単位）数をもって適正数を示す。基準値は坂井市立中学校の生徒総数から地域クラブへの参加生徒数を予測し、国の補助単価に示された１３人～２６人を実施主体１団体当たりの適正人数として、実施主体の適正数を示すこととする。今後の少子化に対応できるよう、地域クラブに所属する実施主体の総数が基準を超えないよう検証する。基準は、今後の部活動参加率や地域クラブ参加率の変化に伴い見直す。以下は、令和７年度時点の予測として別表を示す。

① 運動クラブの参加生徒数と地域クラブ（実施主体）数の基準

中学生在籍数	運動部加入率 （65%）	地域クラブ加入率 （85%）	実施主体の基準（総数） 13～26 人
２，３００人	１，４９５人	１，２７０人	６５実施主体
２，１００人	１，３６５人	１，１６０人	５９実施主体
１，９００人	１，２３５人	１，０４９人	５３実施主体
１，７００人	１，１０５人	９３９人	４８実施主体
１，５００人	９７５人	８２８人	４２実施主体

※実施主体とは最小の活動母体をいう。例えば、同一クラブ、同一種目であっても男女がそれぞれ別に活動しているときは２実施主体と数える。

※ただし、同一の学校区において同一種目の認定は１実施主体のみとする

文化芸術クラブの参加生徒数と地域クラブ（実施主体）数の基準

中学生在籍数	文化部加入率 （24%）	地域クラブ加入率 （30%）	実施主体の基準（総数） 13～26 人の平均値 19,5 人
２，３００人	５５２人	１６５人	８実施主体
２，１００人	５０４人	１５１人	７実施主体
１，９００人	４５６人	１３６人	６実施主体
１，７００人	４０８人	１２２人	６実施主体
１，５００人	３６０人	１０８人	５実施主体

（イ）坂井市の認定地域クラブにおける指導者の配置基準

指導者は１実施主体ごとに２名以上配置する。ただし、２７人以上の参加者を有する場合は、３名以上（国の補助基準）の指導者を配置する。参加者が１年を通して５人未満となる団体は、統廃合の対象とし、活動人数の適正化を図る。２つ以上の実施主体が合併する場合は、移行措置として指導者の減員については猶予する。

６ 地域クラブ活動の運営

地域クラブは、本市の推進計画や「県の方針」、「新たなガイドライン」、各運動競技団体や各文化芸術団体等が策定する方針等を遵守し、生徒それぞれの志向にあった活動を行うなど、適切な運営が行えるよう、規約等の策定、人員体制の整備等を行う。

また、移行期においては、活動の運営方針、月間・年間の活動計画、活動中のトラブルや事故の対応を含む管理責任等を明確にし、適切な管理を行う。

※【資料４】 坂井市地域クラブの事務運営内容参照

（１）クラブ規約等の策定

地域クラブは、生徒や保護者に対し、安心して参加できる団体であることを示すためにクラブ規約等を策定し、入会前に生徒や保護者の理解を十分に得ること。

【参考】クラブ規約等の構成例
1 総 則（クラブの名称と所在地）
2 目 的
3 事 業
4 会 員（資格、手続き、会費等）
5 役員及び事務局（役職、選出方法と任期、任務等）
6 会 議（総会や運営委員会等の運営組織とその役割）
7 会 計（会計年度、会計の原則、資金の管理等）
8 規約の改定
9 クラブの解散
10 附 則（施行日等）

（2）クラブ運営方針の策定

地域クラブは、上述の規約等に基づいて「運営方針」を策定する。

【参考】クラブ運営方針の内容例

・活動の目的　・育てたいクラブ加入者像　・向上させたい力

・具体的な手立て　・活動時間、休養日　等

※地域クラブの「運営方針」策定に当たって、生徒の中には、より上位の大会やコンクールを目指すだけでなく、基礎体力や社会性を身に付けることを目的にしたり、仲間と楽しい時間を過ごすことを目的にしたりする者もいるなど、生徒の志向が多様であることを受け入れ、勝利至上主義に傾倒することがないように配慮すること。

（3）競技団体や大会等への参加登録

生徒が大会に参加する場合は、大会の資格要件等（参加対象や登録の必要性、保険等）を十分に確認し、以下のことについて留意する。

① 地域クラブとして大会参加を目指す場合、必要に応じて各競技団体や各連盟等への登録や加盟が求められることから、運営団体は、移行期において、登録や登録費の納入が学校と二重にならないように配慮すること

② 中体連・中文連等が主催する大会をはじめ、様々な大会への参加資格については、それぞれの大会により出場要件等が異なるため、必ず事前に確認すること

③ 地域クラブとして大会参加が実現する場合は、大会の役員や審判等、大会運営にスタッフとして積極的に参加すること

（4）適切な休養日等の設定

地域クラブ活動は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、休養日・活動時間を設定する。その際、学校部活動と地域クラブ活動が併存する場合は、生徒の成長や生活全般を見通し、地域クラブと学校を中心とした関係者が連携し調整を図る。

① 休養日

（ア）学校の学期中は、週２日以上の休養日を設けることとし、平日は少なくとも１日以上、休日も少なくとも１日以上を休養日とすること（休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること）

（イ）地域クラブ活動を休日のみ実施する場合は、原則として１日を休養日とし、休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替えること

（ウ）学校の長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとし、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けること

（エ）学校部活動を停止している期間（テスト期間、感染症拡大予防、気象警報発令時等）は、原則地域クラブの活動を停止すること。

② 活動時間

（ア）１日の活動時間は、平日は２時間程度、休日は原則として３時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行うこと

（イ）大会等（遠征・合宿・練習試合を含む。）は、上記の練習時間とは別にされるが生徒の健康・安全を第一に考えること

（ウ）地域や学校の実態を踏まえて活動時間は工夫すること（定期試験前後の一定期間に休養日を設ける、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定める等）

（５）活動場所

活動場所は、市内各中学校、公共のスポーツ・文化芸術施設、社会教育施設だけでなく、地域団体・民間事業者等が有する利用可能な全ての施設が活動場所となる。

また、学校施設を利用する際は、施設の設置者の許可を得て、設置者が定める規則等を遵守する。

※【資料４】坂井市地域クラブの学校施設利用に関する規定

※【資料６】認定地域クラブ休日の中学校施設利用調整の流れ

（６）会費の適切な設定と保護者説明会の実施

地域クラブは、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の運営・維持に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。

また、地域クラブは、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、保護者に対し、運営について年１回以上の説明の場を設ける。

（７）対外試合等の実施

主会場以外の対外試合や練習会は、２ヶ月毎に生涯学習スポーツ課に報告する。その際、生徒の参加意思と送迎方法について保護者の同意を得ていること。

（８）保険への加入

地域クラブは、指導者や参加する生徒等に対して、事故や自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を義務付ける。

保険適用の範囲については、活動の最中のみならず、活動場所への移動中に事故等があった場合にも適用を受けることができる内容を検討する。

（９）地域クラブと学校等の連携

生徒は地域クラブ活動に加え、地域の活動や学校部活動も行うなど、多様な活動をすることが想定される。

そのため、心身に負担がかかり、健全な発育・発達に弊害が出ることのないよう、学校と活動内容等の情報を共有し、活動過多の予防に資する。

また、地域クラブの指導者及び保護者は、生徒の将来を見据えた指導が必要になってくることから、通常の活動に加えて進路面等についても学校と情報を共有する。

（10）教員等が兼職兼業を行う場合の条件等

教員等が地域クラブ活動に従事し、兼職兼業を行う場合、公立学校の教員等（常勤・非常勤を問わず、事務職員等も含む。以下、同じ。）は、次の項目をすべて満たした場合に、兼職兼業を行うことが可能である。

１　当該教員等が希望していること ２　地方公務員法第３８条や教育公務員特例法第１７条の規定に基づいていること ３　服務を監督する坂井市教育委員会の許可を得ること ※パートタイム会計年度任用職員は兼職兼業の許可は不要

地域クラブ活動に従事することを希望する教員等については、学校以外の団体から報酬を受けて従事することになるため、一般的な手続きとして、兼職兼業希望先からの依頼を基に、校長等へ相談・了承の上、坂井市教育委員会の兼職兼業の許可を得て、地域クラブ活動に従事することとなる。

※坂井市以外に勤務する教職員は、当該教育委員会が定める様式により勤務先へ申請すること。

① 兼職兼業の許可手続きの流れ

根拠法令	・地方公務員法第３８条（営利企業への従事制限） ・教育公務員特例法第１７ 条（兼職及び他の事業等の従事）
許可申請手続き	1 申請者は兼職兼業許可申請書【様式第１９号】を校長に提出 ※坂井市立小学校及び中学校の管理規則第２１条のとおり 2 校長は、申請者から提出された１について、許可要件に照らして確認後、【様式第１９号】を坂井市教育委員会へ提出（周囲による黙示的な圧力により、無理に希望させられることがないよう、校長は、申請者の意志等をよく確認すること） 3 坂井市教育委員会は、提出文書を確認後、申請者に対して許可の可否を通知
許可要件	1 依頼元や従事形態等について教員等の公務に対する信頼が確保されていること □事業内容や雇用形態、期間や業務内容、報酬の多寡等の態様が社会通念上適当であるか □「適切な休養日の設定」等、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（R４．１２スポーツ庁・文化庁）を遵守しているか 2 勤務や部活動と実質的に区分けされていること □地域クラブ活動の指揮命令系統、実施場所、指導体制、活動形態、活動内容等が、実質的に学校の業務と区分けされているか 3 教員等の健康及び福祉の確保が図られていること □申請者の勤務状況から、時間外在校等時間と地域クラブ活動時間の合計が、複数月平均８０時間以内となることが見込まれるか □地域クラブ活動の従事によって、時間的、精神的又は、肉体的に公務員としての職責遂行に支障をきたすおそれがないか。 4 その他、学校業務の遂行に支障が出ないこと □児童生徒の学びの保障等の学校や教員等の本務に支障がないか □地域クラブ活動に従事する予定であった時間に、教員等としての勤務が急遽必要となった場合には、教員等としての勤務に当たることができるか。

② ボランティアとして地域クラブ活動に従事する場合

地域クラブ活動に従事することを希望する教員等が、業務時間外において、無償又は交通費等の実費弁済のみの支給で従事する場合、坂井市教育委員会の兼職兼業の許可は不要である。（一般に、校長等への事前相談等についても、必ずしも必要ではない。）

ただし、ボランティアであったとしても、労務の対価として謝礼があるもの（有償ボランティア）については、坂井市教育委員会の兼職兼業の許可が必要になるので、校長等へ事前相談を行う。活動中の事故等の責任は一義的には運営主体が負うこととなるため、ボランティア（無償・有償に限らず）であったとしても、注意義務等が問われるので留意する。

③ 大会スタッフとして大会運営に参画する場合

これまで、大会運営に従事する際に、教員等の立場として従事しているのか、個人の立場として従事しているのか、曖昧な状況にあったが、教員等の労務管理や服務監督の観点から、その身分等について明確にすることが重要である。

大会スタッフとして大会運営への参画を希望する教員等は、大会の主催者からスタッフになることを委嘱され、委嘱報酬を得て大会主催者の一員として大会に従事する場合、大会主催者が官民にかかわらず、坂井市教育委員会の兼職兼業の許可が必要になる。このため、手続きとしては、大会主催者からの依頼を基に教員等から校長等へ相談し、了承の上、坂井市教育委員会の兼職兼業の許可を求める。また、大会が教員等としての勤務時間内に行われる場合は、併せて、職務専念義務の免除の承認手続きが必要となるので、同様に、校長等への相談を経て坂井市教育委員会に承認を求める。

活動中の事故等の責任は一義的には大会主催者が負うこととなるが、大会スタッフとして責任等が問われることがあるので大会主催者に確認する。このため、事故等に備えた保険に大会主催者が加入しているか確認し、必要に応じて個人でも加入することが望ましい。

④ 事故が発生した際の責任・対応について

事故が発生した場合の責任主体は、地域クラブや大会の主催者が責任を負うことになるが、地域クラブ活動に従事している教員等にも責任がある場合、当該教員等の服務の取扱いや処分の検討、損害賠償責任等の民事上の責任については、基本的に地域クラブとの関係において対応がなされるものである。（なお、教員等としての勤務時間外であっても、信用失墜行為の禁止など地方公務員として遵守しなければならない事項は、当然従う必要がある。）

また、本人に事故があった場合には、損害賠償責任等の民事上の責任については、基本的に地域クラブとの関係において対応がなされるものである。（地域クラブ活動は、学校の管理下にないため、公立学校共済組合の助成等や独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済金給付制度」は適用されない。）

※【資料５】 坂井市地域クラブ　緊急対応マニュアル参照

7 坂井市地域クラブ認定について

（1）坂井市からの支援

坂井市地域クラブに認定された団体については、以下①～④までの支援を坂井市が行うこととする。ただし、①の支援については、一定期間行うものとする。

① 認定を受けた団体が活動するために必要な支援(指導者謝金､指導者保険料、地域クラブ活動時に必要となる消耗品等)

② 公共のスポーツ・文化芸術施設の低廉な利用料での利用を認めるほか、地域の中学校をはじめとする学校施設利用の優先的な使用

③ 新たな指導者の人材発掘支援

④ その他、団体の運営（各種手続き）に関する助言

（2）坂井市地域クラブ認定申請

認定を受けようとする団体は、申請書（様式第１号・第２号）により、関係資料を添えて申請を行うものとする。なお、認定を受けようとする団体は、前年度末の３月３１日までに提出しなければならない。

※【資料１】 坂井市地域クラブ移行手続きのフロー参照

※【資料２】 地域クラブ移行時における実施内容参照

（3）坂井市地域クラブ認定の決定及び通知

坂井市は、坂井市地域クラブ認定申請を受けたときは申請内容を審査し、認定の決定をするものとする。坂井市は、認定を決定したときは、坂井市地域クラブ認定通知書（様式第３号）により、不決定したときは、認定不決定通知書（様式第４号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

坂井市は、認定の決定に際し必要と認めるときは、条件を付することができる。

認定の期間は、３年とし更新を妨げない。

（4）活動計画の変更等

坂井市地域クラブ認定団体は、認定決定後、活動内容を著しく変更、または活動を中止しようとするときは、あらためて活動計画書、もしくは書面を坂井市に提出する。

（5）活動報告書の提出

認定された地域クラブは、活動が完了したときは、その日から起算して３０日を経過した日、または当該年度の３月３１日のいずれか早い期日までに、活動完了報告書（様式第５号）に関係書類を添えて提出しなければならない。

（6）坂井市地域クラブ認定取り消し

坂井市地域クラブ認定の決定を受けた後、次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、認定の取り消し及び財政支援の全部又は一部の返還を命じる。

① 申請内容に虚偽の申告があったとき

② 地域クラブの運営や活動内容が著しく不適当と認められ、改善の勧告やその他

指示に従わないとき
③ 地域クラブが組織的な違法行為を行い、活動を継続することが社会通念上著しく不適当と判断されるとき
④ その他、地域クラブ活動を継続することが不適当と認められるとき

８ 個人情報の取り扱いについて

坂井市地域クラブ認定申請書等に記載された内容については、地域クラブの円滑な運営や事業の推進を目的として、坂井市教育委員会等に提供するため、参加者、指導者、地域クラブ構成員等に同意を得た上で申請書等を提出する。なお、上記の目的以外には利用しない。

９ 多様な活動機会を提供する「中学生のひろば」について

（１）趣旨

地域クラブの新たな価値の創出として、坂井市内中学生のニーズに応じた多様多種な体験（今まで学校部活動になかったスポーツや文化芸術的な活動、またはレクリエーション的な活動等）を周知する。このことにより、生徒の個性に対応し、学校の垣根を超えた仲間とのつながり、地域の幅広い世代との豊かな交流をねらいとする。

（２）実施内容

種目別スポーツ協会や各コミュニティセンター講座、自主講座などから中学生受入れ可能な講座をまとめ、一覧表で周知して生徒の多種多様な体験ができる環境を整え、活動の提供をする。

（３）実施期間

令和８年４月から実施する

（４）対象者

坂井市内在住の中学生を対象とする

（５）参加費用

各講座や教室ごとに設定する

（６）申し込み方法

①「中学生のひろば」一覧表の情報公開
②「コミュニティセンター講座」については、専用申込フォームを入力し、各コミュニティセンターへ提出
③「自主講座」及び「教室等」については、自主講座専用申込フォームを入力し、生涯学習スポーツ課へ提出

（7）その他

部活動や地域クラブと並行した参加も可能とする。

１０ 関係法令

１ 地方公務員法第１６条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

２ 学校教育法第９条

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられた者

二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者

三 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

３ 学校教育法第１条

この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

４ 地方公務員法第３８条（営利企業への従事等の制限）

職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。ただし、非常勤職員については、この限りでない。

５ 教育公務員特例法第１７条（兼職及び他の事業等の従事）

教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者において認める場合には、給与を受け、又は受けないで、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

【資料１】 坂井市地域クラブ移行手続きのフロー

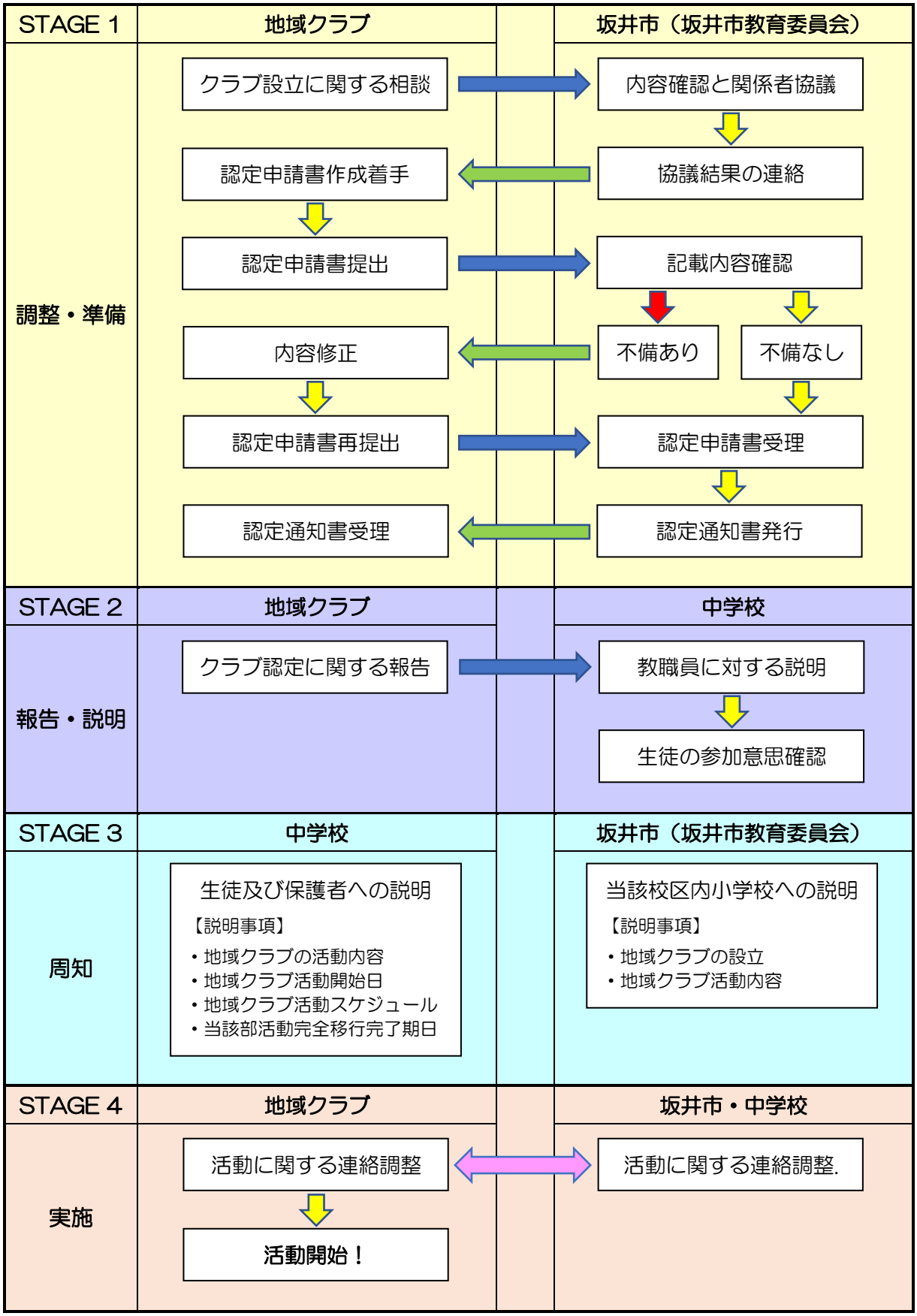

【資料２】 地域クラブ移行時における実施内容

<table>
<tr><td>STAGE１
調整・準備</td><td>①地域クラブの設立を検討している団体は、坂井市教育委員会及び活動範囲となる中学校に、地域クラブ設立について相談する。
②坂井市教育委員会及び中学校は、地域クラブ設立の相談があった場合、下記の事項について関係団体等（社会教育団体含む）と確認・協議を行う。
【活動内容】
□対象者　□指導者　□指導内容（目標、練習内容やレベル）□大会登録　□活動場所
□活動日、休養日　□活動時間　□使用道具と保管場所　□会費　□移動手段
□安全管理（施錠管理、保険加入等）□連絡手段　□学校との連携　□その他
【スケジュール】
□完全移行完了日と移行期間における活動内容
③地域クラブの設立を検討いている団体は、中学校と協議・調整を行ったうえで認定申請書（様式第１号・様式第２号）等を作成し、坂井市に認定申請を行う。</td></tr>
<tr><td>STAGE２
報告・説明</td><td>①坂井市の認定を受けた地域クラブは、「坂井市地域クラブ認定通知書」を活動範囲の中学校に提出し、認定された旨を報告する。
②中学校は、必要に応じて、地域クラブやコーディネーターが同席のうえで教職員やPTA役員等に、地域クラブの活動内容やスケジュールを説明する。
③中学校は、該当競技の部活動に所属している生徒へ地域クラブでの活動意思を確認し、地域クラブでの活動が困難な場合には、中学校と地域クラブで協議し、活動内容等の調整を行う。（部活動と地域クラブ両方での中体連登録はできないことも生徒へ説明）
④中学校は、生徒の活動意思を確認し、「部活動完全地域移行完了期日」を設定して、当該部活動入部の募集停止年度を定める。</td></tr>
<tr><td>STAGE３
周知</td><td>①中学校は、当該部活動に所属する生徒及び保護者に対し、地域クラブの活動内容、スケジュール、完全移行完了期日、文書配布や説明会等を開催する。
②中学校は、全校生徒に地域クラブの設立を、HPや学校便り、文書配布、説明会等で周知する。
③坂井市教育委員会は、地域クラブの活動範囲内にある小学校に地域クラブの設立を、HPや学校便り、小学校４～６年生保護者宛ての文書配布、説明会等で周知する。</td></tr>
<tr><td>STAGE４
実施</td><td>①中学校と地域クラブは、移行期間においては、部活動と地域クラブ活動の調整を図りながら活動する。</td></tr>
</table>

【資料３】 坂井市地域クラブの事務運営内容

項目	内容	実施時期
口座開設	指導者謝金や参加者会費、活動費等を経理するための「地域クラブ専用口座」を開設する。 【口座開設に必要なもの】 ・会則　・代表者身分証明書　・クラブの印鑑	坂井市への認定申請前
坂井市への認定申請	【資料２】 地域クラブ移行時における実施内容の「調整・準備」の手続きを経て、以下の書類を坂井市へ提出する。 【認定に必要な書類等】 ・認定申請書（様式第１号・様式第２号） ・認定申請別添様式①（クラブ会則） ・認定申請別添様式②（活動計画） ・認定申請別添様式③（会員名簿）	クラブ設立時
税務署への登録	指導者謝金等の支払いにおける所得材の源泉徴収事務に必要な登録手続きを行う。 【登録に必要なもの】 ・会則　・代表者身分証明書　・クラブの印鑑 【所得税の源泉徴収】 ・「個人への~~謝金~~謝金・旅費」について、謝金扱いとして「税率10.21％」の所得税（少数以下切り捨て）を源泉徴収する。 ~~・旅費等の「費用弁償」は源泉徴収不要~~ ・「支給総額 20 万円以下」の場合は確定申告不要	クラブ認定後
保険の加入	指導者及び参加者の諸保険に必ず加入する。 ・「スポーツ安全保険」同等以上の補償内容の保険に加入 ・保険加入後、「加入者一覧」を坂井市教育委員会へ提出	活動初日の１日前まで
完了報告	当該年度の活動実績を坂井市教育委員会へ報告する。 【報告に必要な書類等】 ① 完了実績報告書鑑（様式第５号） ② 業務月報（日時、場所、活動内容等記載） ③ 指導者等謝金に関する書類（振込明細書等） ④ 指導者費用弁償に関する書類（旅費明細書等） ⑤ 源泉徴収所得税に関する書類（謝金、事務費納税証明書等） ⑥ 謝金一覧表（謝金、源泉徴収税、旅費、支払額等記載） ⑦ 消耗品費に関する書類（納品書、請求書、領収書等） ⑧ スポーツ安全保険（請求書、領収書、名簿等） ・その他、市が求める書類	年度内の指定時期（年６回）

【資料４】坂井市地域クラブの学校施設利用に関する規定

部活動地域展開に係る学校施設利用の規定

（趣旨）

第１条　この規定は、中学校部活動地域展開に係る学校施設利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（施設利用の種類）

第２条　利用する学校施設は、体育館、屋外グラウンド、および武道館とする。また、文化芸術クラブにおいては、認められた校舎内とする。

（利用の日時）

第３条　利用の日時及び場所は、当該学校長の意見を徴して坂井市教育委員会が定める。

（利用時間及び期間）

第４条　利用できる時間は、原則として休日の８時３０分から２０時までとする。ただし、学校教育に支障のある場合を除く。

（施設利用の調整）

第５条　体育館やグラウンドの利用に関する調整は、各中学校の利用状況を把握し、坂井市教育委員会とクラブ指導者が行う。

※【資料６】 認定地域クラブ　休日の学校施設利用調整の流れ参照

２　調整した内容に変更が出てきた場合は、該当中学校と坂井市教育委員会に報告する。

（施設の開錠、施錠）

第６条　施設の鍵が必要な時は、坂井市教育委員会が指定する開放校の管理責任者より鍵を受け取り、活動終了後に速やかに返却する。ただし、丸岡中学校は指定のキーボックスを利用する。

（施設使用料）

第７条　この活動は、坂井市教育委員会の定めるものとして、使用料を免除する。

（施設利用の遵守事項）

第８条　利用者は、次にあげる行為をしてはならない。

（１）施設又は設備を汚損し、損傷すること。

（２）指定した場所以外の場所に立ち入ること。

（３）指定した設備以外の設備を利用すること。

（４）指定した場所以外に自転車を乗り入れ、又は駐車すること。

（５）飲酒及び喫煙をすること。
（６）騒音又は大声を発し、暴力を用いる等他の利用者に迷惑を及ぼすこと。

（管理責任者）
第９条　地域クラブ利用時の管理責任は各中学校長とし、利用者は、その指示に従わなければならない。

（建物等の損傷、滅失届）
第１０条　利用者は、建物又は付属設備等を損傷若しくは滅失したときは、速やかに管理責任者に報告し、その指示に従わなければならない。
（その他）
第１１条　この規定に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則
この規定は、令和８年４月１日から施行する。

【学校施設利用に関する留意事項】

1	**出入口の開錠**　　※鍵の管理はクラブで責任を持つ ①指導者は出入口を開錠し、生徒が入ったら施錠する。
2	**出欠確認** ①無断欠席している生徒には、保護者確認をする。
3	**荷物の整理・整頓** ①決められた場所に整理・整頓を心掛けさせる。
4	**学校備品・消耗品の扱い** ①丁寧に扱い、数量を確認する。 ②破損した場合は、後日学校に連絡する。
5	**後始末** ①使用した場所は、きれいにする。（モップ掛け、グラウンド整備） ②使用したものは、元ある場所に戻す。 ③窓や部室の施錠確認をする。
6	**出入口の施錠** ①生徒全員が出たことを確認して出入口の施錠をする。
7	**その他** ②　けがや事故等が発生した場合は、保護者に連絡し医療機関を受診させる。 ③　後日、坂井市教育委員会に連絡する。
学校施設利用に関する連絡調整	
【施設調整】 ・年間２回（３月・１０月）の代表者会議においていて連絡調整を行う	**【利用の変更等】** ・その後の変更は、地域クラブ間で連絡調整し、学校及び坂井市教育委員会へ報告する

【資料５】緊急時対応マニュアル

坂井市地域クラブ　緊急対応マニュアルⅠ

坂井市教育委員会
生涯学習スポーツ課

★活動前にAEDの設置場所を把握しておくこと

事故発生

応急手当
①止血…大量の出血がある時は
早期に止血の手当が必要
（感染防止に配慮）
②冷却・圧迫…包帯や三角巾で圧迫
③経過観察…そばにいて体調を把握

頭部や顔面（首から上）に衝撃を受けた時は、**専門医の診断**を受ける

安全の確認

反応の確認

反応あり

具合を尋ねる
・けががある場合は応急手当
・必要に応じて119番通報

反応なし・判断に迷う

＃7119（救急安心センター）

大声で応援を呼ぶ
・胸骨圧迫の実施
・119番通報
・AED依頼

☆救急車要請の目途
- 心肺停止
- 大量の出血や骨の変形を伴う
- 言語障害、意識障害がみられる
- ショック状態、瞳孔拡大
- 痙攣が持続している
- 激痛がある
- 熱中症で水が飲めない

★頭部打撲の場合、安静を保ち慎重な経過観察が必要。保護者に引き継ぎをした上で、迷わず受診させる。

事故発生時の連絡・報告
①保護者（**状況説明・病院受診は保護者と相談**）
②生涯学習スポーツ課へ連絡（事故発生当日…第１報）
TEL：０７７６－６６－１５００（代表）
③学校へ連絡

坂井市地域クラブ　緊急対応マニュアルⅡ

①いじめ・人権侵害・暴力・暴言
②生徒同士のトラブル
③生徒による問題行動、物品の紛失・破損、
④保護者とのトラブル
⑤保護者間のトラブル

報告・相談が大切です
早期に発見・解決することが問題行動への未然防止につながります
特にいじめや人権侵害などの重大事案では、組織としての対応や責任が問われます

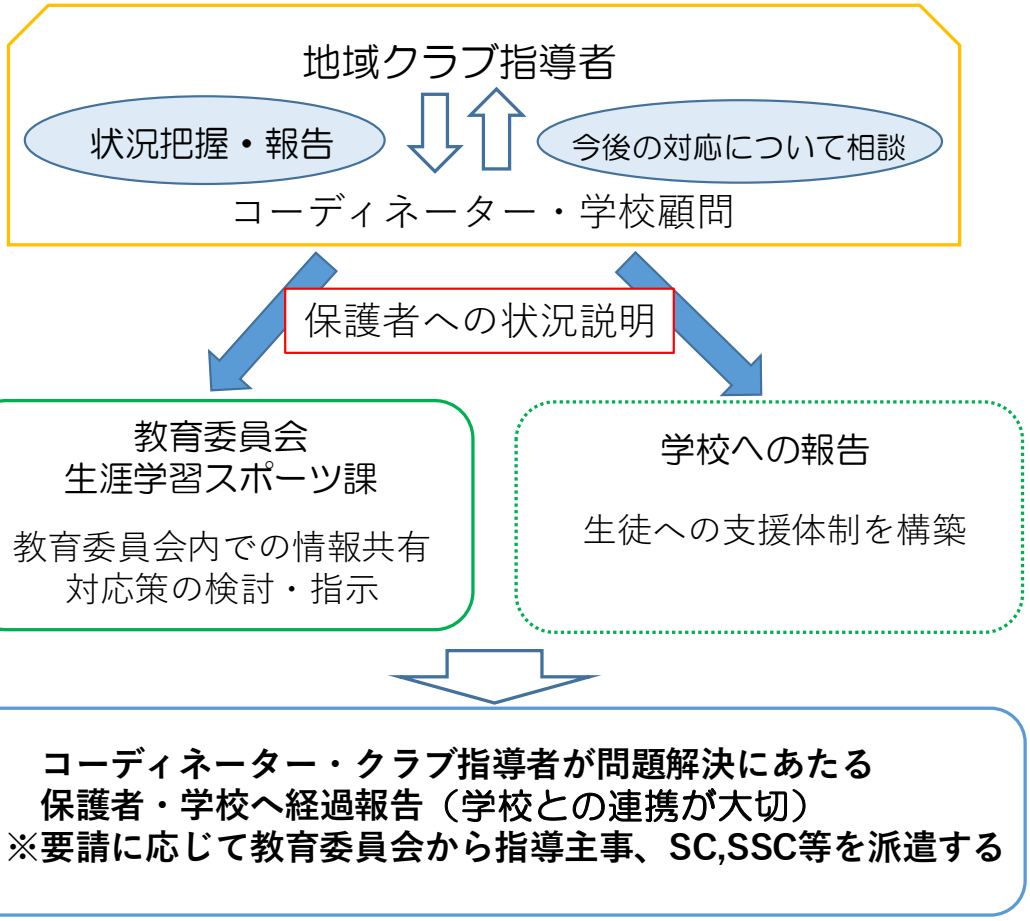

コーディネーター・クラブ指導者が問題解決にあたる
保護者・学校へ経過報告（学校との連携が大切）
※要請に応じて教育委員会から指導主事、SC,SSC等を派遣する

【資料６】

認定地域クラブ　休日の中学校施設利用調整の流れ

期　日	手　　順	備　考
２月中旬 ３月初旬 ３月中旬	前期（４月～１１月） 利用希望調査 ↓ 利用希望集約 一覧表作成 ↓ クラブ代表者会 （施設利用調整） ↓ 施設利用全体計画策定 ↓ 各中学校へ使用依頼	**※各中学校の** **利用不可日を把握** **（4～11月）**
10月下旬 11月初旬 11月中旬	後期（１２月～３月） 利用希望調査 ↓ 利用希望集約 一覧表作成 ↓ クラブ代表者会 （施設利用調整） ↓ 施設利用全体計画策定 ↓ 各中学校へ使用依頼	**※各中学校の** **利用不可日を把握** **（12～3月）**

様式第１号

令和　　年　　月　　日

坂井市教育委員会　様

令和　　年度　坂井市地域クラブ認定申請書

坂井市の（休日）部活動地域展開に係る地域クラブとして認定を受けたいので申請します。

<table>
<tr><td rowspan="7">申請者</td><td>団　体　名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">代　表　者</td><td>氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="3">〒</td></tr>
<tr><td>電話番号(携帯)</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">連絡責任者</td><td>氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="3">〒</td></tr>
<tr><td>電話番号(携帯)</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">活動内容</td><td>種　　目</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>主な活動場所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>募集の範囲</td><td colspan="4">全中学校区　・　（　　）中学校区内</td></tr>
<tr><td rowspan="4">参加者数</td><td>指　導　者</td><td>名</td><td colspan="3">生徒数内訳</td></tr>
<tr><td rowspan="3">生　徒　数</td><td rowspan="3">名</td><td>１年生</td><td>男子　　名</td><td>女子　　名</td></tr>
<tr><td>２年生</td><td>男子　　名</td><td>女子　　名</td></tr>
<tr><td>３年生</td><td>男子　　名</td><td>女子　　名</td></tr>
<tr><td>※備考</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

※添付資料として、「会則」、「運営構成員名簿」、「参加者名簿」、「活動計画書」、「収支予算書」を提出すること。

様式第２号

令和　　年　　月　　日

坂井市教育委員会　様

令和　　年度　坂井市地域クラブ指導者申請書

団体名		記載責任者	
		連絡先	

No.	氏名	フリガナ	年齢	自宅住所	連絡先	取得資格
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

※提出の際に、予め各指導者の了承を得ること。
※年齢は加入年度時の４月１日現在の年齢を記入すること。
※取得資格が複数の場合は全てを記入すること。

様式第３号

坂教生第　　号
令和　　年　　月　　日

申請者○○　様

坂井市教育委員会

令和　　年度　坂井市地域クラブ認定通知書

令和○年○月○日付で申請のあった坂井市地域クラブの認定については次のとおり「認定」しましたので、通知します。

地域クラブの名称	
認定の条件	本認定通知後に、「坂井市地域クラブ設立の手引き」に規定する要件を満たしていないと認められる場合及び、地域クラブの運営、活動が不適切と認める場合には、当該認定を取り消すことがあります。
認定期間	令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日
備　　考	

様式第４号

坂教生第　　号
令和　　年　　月　　日

申請者○○　様

坂井市教育委員会

令和　　年度　坂井市地域クラブ不認定通知書

令和○年○月○日付で申請のあった坂井市地域クラブの認定については次のとおり「不認定」としましたので、通知します。

地域クラブの名称	
「不認定」とした理由	
備　　考	

様式第５号

令和　　年　　月　　日

坂井市教育委員会　様

住所　※地域クラブの住所
氏名　※地域クラブの名称
　　代表者名

令和〇年度地域（スポーツ・文化）クラブ運営業務完了実績報告書

令和〇年度地域クラブ活動体制整備事業が完了しましたので、関係書類を添えて報告いたします。

記

１．　令和〇年度地域（スポーツ・文化）クラブ運営業務　完了報告書
（１）事業報告書
（２）決算報告書
（３）活動写真

認定申請別添様式①

○○クラブ会則（例）

（名 称）

第１条　本会は、○○クラブ（以下、「本クラブ」という）と称し、事務所又はクラブハウスを○○に置く。

（目 的）

第２条　本クラブは、坂井市の部活動地域移行に関わる中学生のスポーツ・文化活動等に参加する機会を保障し、地域コミュニティの促進、青少年の健全育成など健康で豊かな地域社会づくりに貢献することを目的とする。

（事 業）

第３条　本クラブは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を会員相互の責任と協力で行うものとする。

（１）定期的なスポーツ活動（○○）や文化活動

（２）地域住民の親睦を図る世代間交流事業

（３）その他本クラブの目的を達成するために必要な事業等

（構 成）

第４条　本クラブは、第２条の目的に賛同する次の者をもって構成する。

（１）会員：本クラブの事業に参加する個人または家族

（２）登録指導者：本クラブの事業に参画し、指導者として援助する者

（３）本クラブに会長を置く。会長はクラブを代表する。

（入会資格）

第５条 本クラブに入会する者は、次の用件を備えていなければならない。

（１）本クラブの目的に賛同する者であること

（２）本クラブが定める諸規定を遵守する者であること

（入 会）

第６条　本クラブに入会を希望する者は、※、本クラブ所定の入会申込書に必要事項を記入し、捺印の上、本クラブ代表に提出する。

※○○のホームページ「登録フォーム」にて入力する。

（退 会）

第７条　会員は、任意に退会することができる。退会の際には本クラブへ書面またはその他

の方法で連絡し、退会意思が確認された時点で退会することが出来る。

（会 費）

第８条　会員は、入会時〇〇円、月会費〇〇円を納入するものとする。なお、既納の会費については原則として返還しない。

２　年度途中に入会、会費納入する場合も同等とする。

（除 名）

第９条　会員が次のいずれかの項目に該当したときは、本クラブはこれを除名することができる。

（１）本クラブの会則等に違反したとき

（２）本クラブの名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

（３）その他本クラブが除名相当と認めたとき

（運 営）

第１０条　運営・事務処理等は、※〇〇クラブ（〇〇）が行う。

※〇〇（代表　〇〇）に委託する。

（事業・会計年度）

第１１条　本クラブの事業年度及び会計年度は毎年４月１日に始まり、翌年３月 31 日に終了する。

（補償及び責任）

第１２条　会員は、本クラブの活動に際しては、本クラブの会則、各指導者の指示及び施設利用規則等に従い、自己の責任において行動するものとし、且つ盗難、傷害等の事故が起きた場合は、本クラブ及び指導者等に対し一切の損害賠償を請求しないものとする。

２　本クラブは、会員の活動中の傷害については、本クラブが加入する保険の対象範囲でのみ対応するものとする。

（会則改正）

第１３条　本会則は、役員会の決議によって改正することができる。

附　則

この会則は、令和〇年〇月〇日から施行する。

認定申請別添様式②

令和　　年度　坂井市地域クラブ活動計画表

地域クラブ名						
年	月	日	曜日	回数	会場	備考

認定申請別添様式③

令和　　年　　月　　日

令和　　年度　坂井市地域クラブ会員名簿

地域クラブ名						
記載責任者				連絡先		
No.	氏名	フリガナ	学年	性別	自宅住所	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						

※人数に応じて行を追加すること。